

森町立旭が丘中学校いじめに関する対応方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校のいじめに対する基本認識は、

- (1)いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- (2)いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- (3)いじめ問題は学校のあり方が問われる問題である。
- (4)関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- (5)いじめ問題は家庭や地域との連携・協力が不可欠な問題である。
- (6)犯罪行為(暴力や恐喝など)は警察に通報する。

を踏まえて、全職員体制で指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

(1)いじめを許さない、見過ごさない雰囲気を作る

- ア 「人間関係アンケート」を毎月実施し、生徒の気になる情報を掴む。
- イ 「いじめゼロ宣言」を、全生徒が記入し、学校全体で学級掲示することで、意識化を図る。
- ウ 「いじめに関する道徳授業」を実施し、当事者だけでなく「傍観者の立場」をなくす意識をもたせたり、自分のこととして捉え、考え、議論させたりする。

(2)生徒一人一人の自己有用感を高める

- ア 「人間関係アンケート」には、個々の思いを率直に書かせ、教師が支援を行うことで安心して生活できるようにする。
- イ 各自の「いじめに対する思い」をカードに記入し、掲示することで生徒個々の意識を高める。
- ウ 道徳の授業で「いじめに関する資料」を取り上げて、生徒の意識を高める。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1)いじめの早期発見のための取り組み

- ア 「人間関係アンケート」を毎月実施し、生徒の気になる情報を掴む。
- イ 「いじめゼロ宣言」に対する自己評価を月末ごとに行う。
- ウ 「いじめに関する道徳授業」を生かして傍観者をなくし、心休まる学級づくりをする。

(2)いじめの早期解決のための取り組み

- ア 「人間関係アンケート」の申告内容について、毎週の運営委員会や職員会議の場で全職員の共通理解を図り、学年を問わず支援の手をさしのべる。
- イ 日々の生徒に寄り添う指導を心掛けて、「いじめ」に発展しそうな事例に対しても支援をしていく。
- ウ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーやスクールサポーターと連携し、支援指導する。
- エ いじめは安易に解消としない。いじめが「解消している」状態とは、以下の2点が3ヶ月程度続いて、満たされている必要がある。ただし、これらの条件を満たしていても、状況に応じ判断する。

- ① いじめに直接関わる行為が止んでいること。

② 被害者が心理的・精神的な苦痛を感じていないこと。

「解消している状態」に至った場合にも、いじめが再発する可能性があるため、継続して日常的に見守っていく。

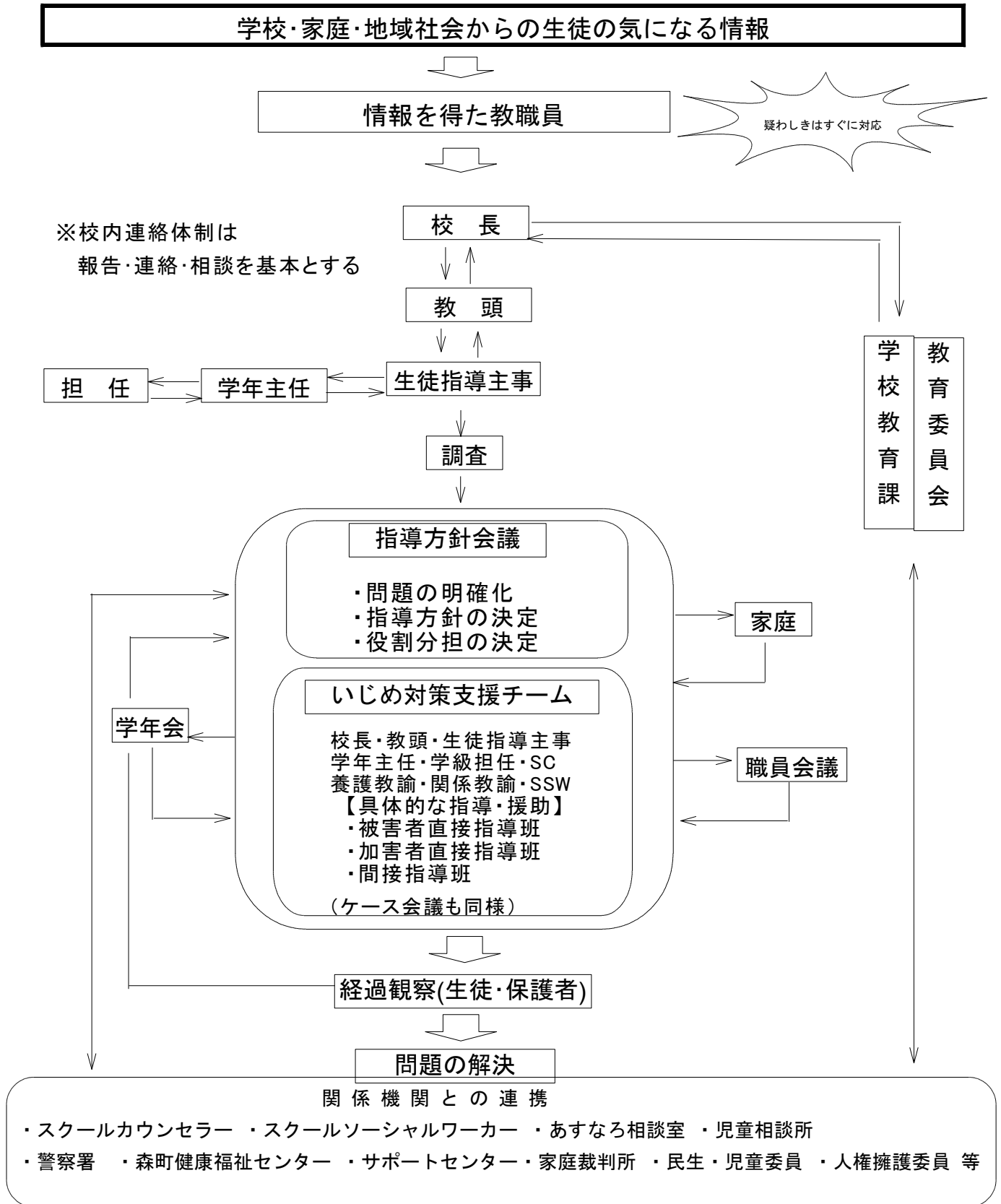
(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア 生徒のアンケートや申し出に対して親身になって考え、保護者にも状況を伝えて理解と協力を得る。
- イ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーやスクールサポーターと連携し、支援指導する。
- ウ いじめ問題やこの取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報、啓発を充実する。

(4) 特に配慮を要する生徒への対応

- ア 発達障害を含む、障害のある生徒については、教育支援計画を共有し、当該生徒のニーズや特性を踏まえ、適切に支援する。
- イ 外国籍生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びが困難な場合が出てくるため、教職員、保護者、生徒などへの理解を深め、学校全体で見守り、支援する。
- ウ 性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応を周知する。
- エ 被災などによる避難生活を送る生徒については、被災による心身への影響や慣れない環境への不安感を教職員が理解するとともに、生徒の心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら見守る。
- オ 上記の生徒を含め、特に配慮を要する生徒については、日常的に生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒への適切な指導を組織的に行う。

4 いじめ問題に取りくむための校内組織



5 重大事案への対処

- ア 教育委員会に報告し、町及び教育委員会の判断を仰ぐ。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- ウ 事態への対処や同種の事態防止に向け、客観的な事実関係を明確にする調査を行う。